

「動物愛護週間」です

HPを見る

記事ID 11924

問 環境課 ☎56-0612

4 飼い主のいない猫のこと、考えませんか？

ふん尿による悪臭や鳴き声、いたずらの被害、無責任なえさやり、子猫の繁殖など……飼い主のいない猫に対する苦情、相談が多く寄せられています。

行政機関では、駆除を目的とした猫の捕獲はおこなっていません。よって、飼い主のいない猫に関する問題は解決困難な問題となっています。地域住民の猫に対する思いもさまざまです。そのような中、同じ地球の中で人と動物が命あるものとして共生し、飼い主のいない猫へのストレスを軽減していくためにどんなことを行っていけばよいか、みなさんにも、考えていただきたいと思います。

管理する猫に避妊・去勢手術を行いましょう。

一代限りの命を全うさせることで飼い主のいない猫の数は徐々に減っていきます。また、手術することで猫同士のけんか、におい、鳴き声による被害の減少につながります。

※市では、飼い主がいない猫への避妊・去勢手術費を一部助成しています。手術前に環境課で手続きしてください。手術後の申請は受け付けません。

詳しくは、環境課へ

※猫の捕獲機の無料貸し出しも行っています。

(数に限りがあります)



無責任なえさやりはやめましょう！

管理できていない状態でのえさやりは、猫も近隣住民も幸せではありません。

えさを与える場合は、その行為に責任を持ち、後片付けやふんの処理、避妊・去勢手術を行うなどしましょう。

えさを放置すると管理している猫以外の動物が集まったり、害虫が発生したりします。

地域で話し合いを。

地域で飼い主のいない猫が問題となっていることを話し合っ、地域の問題として共有してください。きれいなまちを維持していくために猫を管理していくことに理解と協力を求めていくことが必要です。

5 ルールとマナーを守りましょう

犬のふんは、持ち帰ってください。

家の前や公園・道路における犬のふん尿の放置による悪臭、汚れ等で困っている人がたくさんいます。犬が公共の場所で排泄した場合は、尿は水で流し、ふんは持ち帰りましょう。

※市では、イエローチョーク作戦を実施しています。

ふんの放置を見つけたら、地面に黄色のチョークで囲い、日付を書くなどし、ふんを目立たせます。チョークを環境課窓口でお配りしております。ご協力ください。



犬の放し飼いはやめましょう。

犬の放し飼いは、県の条例で禁止されています。犬のとっさの行動に対応できるよう短めにリードを持ち、十分に制御できる人が散歩させてください。

狂犬病予防接種を受けましょう。

狂犬病はすべてのほ乳類が感染し、人が発症するとほぼ100%死亡するといわれています。犬と人の健康のために、飼い犬には毎年4月1日から6月30日までに狂犬病予防注射を受けさせましょう。

猫は室内で飼いましょう。

屋外は交通事故や感染症など多くの危険が潜んでいます。室内で飼育することが猫にとって安全です。

身元を示すものをつけましょう。

動物は、自分の住所や飼い主の名前を言うことはできません。雷などに驚いたり、緊急災害時など思いがけないアクシデントでペットが迷子になることもあります。どこで保護されてもすぐに飼い主が分かるよう、身元を示す迷子札や鑑札などを首輪につけるとともに皮下に埋め込むマイクロチップを装着しましょう。

